

取引条件

株式会社 MIYAi

版：v.20261008-13 制定日：2026 年 10 月 8 日

本取引条件は、株式会社 MIYAi（以下「MIYAi」といいます。）が MIYAi ストアを通じてお客様に対してご注文内容に記載された機械、付属品、組込ソフトウェアその他の物品（以下「本商品」といいます。）を販売する場合に適用されます。

1. 契約書 本商品の売買に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、次の書類により構成されています。

- （１）ご注文内容：お客様が MIYAi ストアにおいて選択・注文した本商品、オプションおよび価格（消費税込み）その他の注文内容をいいます（MIYAi ストアの注文確認画面、注文確認メールおよび MIYAi が発行するご注文内容の控えを含みます。）。
- （２）基本仕様書：本商品の型式ごとに MIYAi が定める基本仕様書であって、本商品の仕様、検収方法、保証期間、保証の対象、消耗部品、修理方法等を定めるものをいいます。基本仕様書は、ご注文前に、見積時の交付または MIYAi ストアにおける提示によりお客様に提示されるものとし、お客様は、ご注文時にその内容を確認し、これに同意したものとします。
- （３）取引条件：本書（反社会的勢力の排除に関する条項を含みます。）をいいます。本契約は、お客様が MIYAi ストアにおいて本取引条件（版数により特定されます。）に同意のうえ注文し、MIYAi が前受金の入金を確認した時に成立します（以下、MIYAi が前受金の入金を確認した日を「契約成立日」といいます。）。請求書記載の支払期日までに前受金が支払われない場合、当該注文は効力を失い、MIYAi は当該注文を取り消すことができます。MIYAi は、契約成立日から 14 日以内であれば、反社会的勢力に該当しないことの確認、与信審査、輸出管理上の確認（最終需要者および用途の確認を含みます。）その他 MIYAi が相当と判断する事由により、理由を開示することなく、お客様に通知することによりご注文をお断りし、本契約を解除することができます。この場合、MIYAi は、受領済みの金員の全額を利息を付さずにお客様に返還するものとし、それ以外の責任を負いません。
- （４）請求書：ご注文と同時に MIYAi ストアから送付される請求書であって、売買代金ならびに前受金および残代金の金額および支払期日を記載したものをいいます。運送費、据付費その他の費用が注文後に確定する場合、MIYAi は追加の請求書を発行し、当該請求書も本契約の一部を構成します。

本商品の仕様、検収方法、保証期間、保証の対象、消耗部品、保証の対象外となる事由および修理方法は基本仕様書の定めにより、その他の事項（特に、損害賠償および責任の範囲）は本取引条件の定めによります。基本仕様書その他の書類に損害賠償または責任に関して本取引条件と異なる記載がある場合でも、本取引条件が優先します。ご注文内容の特記事項は、本取引条件に優先する旨が明示されている場合に限り、本取引条件に優先します。お客様の発注書、注文請書その他の書面に記載された条件またはお客様の取引約款、購買約款等は、名称や提出の時期を問わず、MIYAi が書面により明示的に同意した場合を除き本契約には適用されず、本取引条件が優先して適用されます。お客様は、本契約を事業としてまたは事業のために締結するものであり、本契約に消費者契約法が適用されないことを確認します。MIYAi は、お客様が同意した本取引条件の版数および同意日時の記録を保存し、当該記録は本契約の内容の証拠となります。本契約において「書面」には、電子メールおよび MIYAi ストア上の通知を含みます。

2. 支払 お客様は、売買代金を次の標準条件により支払うものとします。

- （１）前受金：お客様は、売買代金（税込）の 30%を、ご注文時に、請求書記載の支払期日までに支払うものとします。MIYAi は、前受金の入金を確認した後に本商品の製造および部品・原材料の手配に着手します。前受金の支払が遅れた場合、工場出荷予定日はその遅延日数に応じて順延されるものとし、MIYAi はこれについて責任を負いません。
- （２）残代金：お客様は、残代金を工場出荷予定日の 10 日前までに支払うものとします。MIYAi は、売買代金全額（（３）の特別条件による場合は、前受金および中間金）の入金を確認するまで本商品を出荷する義務を負わず、残代金の支払期日の翌日以降に生じる保管料、保険料その他の費用はお客様の負担とします。残代金の支払期日から 30 日を経過してもなお残代金が支払われない場合、MIYAi は、お客様に通知することにより本契約を解除することができ、この場合、お客様が本契約を取り消したものとみなして第 11 項（お客様による取消し（取消料））および第 14 項（解除時の返還・清算）を適用します。本号の定めは、第 13 項（期限の利益の喪失および解除）の適用を妨げません。
- （３）特別条件：MIYAi が書面により特別に承認した場合に限り、お客様は、売買代金（税込）を次の 3 回に分けて支払うことができます。①（１）に定める前受金として、ご注文時に 30%、②工場出荷予定日の 10 日前までに 50%（以下「中間金」といいます。）、③本商品の出荷日から 20 日以内に残額の 20%。この場合、お客様がいずれかの支払を一回でも遅延したときは、お客様は、通知催告を要することなく残額全部について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを支払うものとします。特別条件による場合も、第 3 項（所有権留保）および第 15 項（支払遅延時の使用停止措置）が適用されます。

支払は、MIYAi が指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料その他支払に要する費用はお客様の負担とします。本項（（２）および（３）に定める残代金および中間金の支払期限を含みます。）における工場出荷予定日とは、MIYAi がお客様に最後に通知した工場出荷予定日をいいます。

3. 所有権留保 本商品の所有権は、本契約に基づきお客様が MIYAi に対して負担する売買代金、遅延損害金その他一切の金銭債務の全額が支払われた時に、MIYAi からお客様に移転します。所有権が移転するまでの間、お客様は、善良な管理者の注意をもって本商品を保管および使用するものとし、MIYAi の事前の書面による承諾なく、本商品を第三者に譲渡、転売、貸与もしくは使用させ、質権、譲渡担保権その他の担保権を設定し、またはご注文内容に記載された引渡場所（以下「引渡場所」といいます。）以外の場所に移設してはなりません。ただし、お客様が販売店または商社として本商品を転売する場合には、MIYAi が事前に書面で承認した販売先・納入先に限り転売することができます。この場合であっても、お客様は、本契約に基づく売買代金その他の債務を完済した後でなければ、本商品を転売先に引き渡し、またはその所有権を移転させてはなりません。ただし、MIYAi が事前に書面で承認した場合に限り、完済前であっても、転売先の事業所を引渡場所として、MIYAi が本商品を転売先に直送することができます（以下「直送」といいます。）。直送による場合、お客様は、本商品の出荷前に、①転売先に対し、本商品の所有権が MIYAi に留保されていることおよび第 15 項（支払遅延時の使用停止措置）の内容を書面で通知し、これを承諾する旨の転売先の書面を取得して MIYAi に提出するとともに、②転売先に対する転売代金債権を、未払債務の額の範囲で、あらかじめ MIYAi に譲渡するものとし、MIYAi の求めに応じ、当該譲渡の對抗要件の具備に必要な手続に協力するものとします。お客様がこれらの義務を履行しない場合、MIYAi は直送を拒むことができます。直送によらない場合も、お客様は、転売先に対し本項の所有権留保および第 15 項の内容を書面で通知するものとし、MIYAi から請求があったときは、未払債務の額の範囲で転売代金債権を MIYAi に譲渡するものとします（直送による場合の譲渡は②によります。）。本商品について第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行その他の権利行使を受けた場合またはそのおそれがある場合、お客様は、直ちに MIYAi に通知するとともに、本商品が MIYAi の所有に属することを主張・証明してその排除に努めるものとし、これに要した費用はお客様の負担とします。MIYAi は、合理的な事前通知のうえ、本商品の所在および保管状況を確認するためお客様の事業所等に立ち入って本商品を点検することができ、お客様はこれに協力するものとします。MIYAi は本商品に MIYAi の所有である旨の表示を付すことができ、お客様はこれを除去しないものとします。所有権移転前の本商品の滅失、毀損その他の損害は、MIYAi の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が賠償するものとします。第 2 項（3）の特別条件による場合、直送の場合その他所有権の移転前に本商品が引き渡される場合、お客様は、売買代金その他の債務を完済するまでの間、MIYAi の費用負担なく、本商品に、売買代金（税抜）以上の保険金額で、火災保険、動産総合保険その他 MIYAi が合理的に求める保険を付保するものとします（直送の場合は、お客様が自ら付保し、または転売先に付保させるものとします。）。お客様は、MIYAi の求めに応じて保険証券の写しを提出するものとします。MIYAi の求めがあるときは、お客様は、当該保険（転売先が付保した保険を含みます。）の保険金請求権に MIYAi のための質権を設定し、もしくは MIYAi を保険金の受取人とする手続をとり、または転売先にこれらの手続をとらせるものとします。

4. 引渡し、据付および危険負担 本商品の引渡しは、引渡場所において行います。本商品の運送費、梱包費、保険料、通関費用、関税その他の公租公課、搬入費、据付工事費、試運転費その他引渡しおよび設置に要する一切の費用（レベル出しおよびテスト運転の費用を含みます。）は、ご注文内容に別段の記載がない限り、本商品の価格には含まれず、お客様の負担とします。MIYAi が据付、試運転または操作説明を行う場合、その範囲はご注文内容に記載されたものに限り、基礎工事、電源・エア・排気その他のユーティリティ設備、搬入経路の確保および本商品の設置・使用に必要な許認可の取得は、お客様が自己の費用と責任で行うものとします。本商品の滅失、毀損その他の危険は、本商品の所有権が MIYAi に留保されているか否かにかかわらず、MIYAi の工場その他 MIYAi が指定する出荷場所において本商品が運送人（MIYAi が手配した運送人を含みます。）の輸送手段に積み込まれた時に、MIYAi からお客様に移転します。運送中の損害に備える保険は、お客様の費用で付保する（MIYAi が手配した場合はその保険料をお客様に請求します。）か、運送人の保険によるものとし、運送中に生じた損害については、お客様が運送人または保険会社に対して直接請求するものとします。MIYAi は、当該請求に合理的な範囲で協力します。危険の移転後に生じた本商品の滅失または毀損を理由として、お客様は代金の支払を拒むことはできません。

5. 納期 ご注文内容に記載された工場出荷予定日その他 MIYAi が示す出荷・引渡しの日程は、いずれも目安であり、保証されるものではありません。MIYAi は、出荷・引渡しの遅延が見込まれる場合、速やかにお客様に通知するよう努めます。MIYAi は、出荷・引渡しの遅延について、MIYAi の故意または重大な過失による場合を除き責任を負わず、責任を負う場合でも第 8 項（責任の制限）の範囲に限られます。出荷・引渡しの遅延を理由とする本契約の解除は、MIYAi の責めに帰すべき事由により遅延が生じ、お客様が相当の期間（120 日を下らないものとします。）を定めて書面で催告してもなお出荷されない場合に限り、第 9 項に定める不可抗力（経済情勢の急変を含みます。）による遅延は、MIYAi の責めに帰すべき事由による遅延に該当せず、お客様はこれを理由として本契約を解除することはできません。

6. 検収および納入時の確認 本商品の検収は、基本仕様書に従い、出荷前に MIYAi の工場において実施する立会検査およびテスト運転（以下「立会検査等」といいます。）の完了をもって完了します。MIYAi は、立会検査等の実施日をお客様に通知します。お客様が当該実施日に立ち会わない場合、または当該通知を受けた日から 7 日以内に回答しない場合は、MIYAi が実施する社内検査およびテスト運転の完了をもって、検収が完了したものとみなします。本商品の能力は、基本仕様書の定め（一般 SS 材の切断による能力確認等）に従って判定します。特定の製品の加工を条件とする検収は、出荷前の立会検査等においてのみ行い、出荷後に改めて検収を行うことはありません。立会検査等への立会いに要するお客様の交通費その他の費用は、お客様の負担とします。お客様は、本商品の納入後直ちに、外観上の損傷および数量の不足の有無を確認し、これらがある場合は納入日から 3 日以内に書面により MIYAi に通知するものとします。当該期間内に通知がない場合、本商品は外観上の損傷および数量の不足なく納入されたものとみなします。なお、輸送中に生じた損傷の取扱い第 4 項（引渡し、据付および危険負担）によります。本契約にお

いて「納入日」とは、本商品が引渡場所において引き渡された日（お客様側の事由により引渡しが遅れた場合は、MIYAi が引渡しが可能となった旨をお客様に通知した日）をいいます。検収の完了後、お客様は、第 7 項（保証）に定める場合を除き、本商品の仕様への不適合を理由とする請求をすることはできません。

7. 保証 本商品の保証期間、保証の対象、消耗部品、保証の対象外となる事由および修理の方法は、本商品ごとの基本仕様書の定めによります（部品ごとに異なる保証期間を定める場合があります。）。基本仕様書に定めがない場合、保証期間は納入日から 12 か月とします。保証期間内に、お客様の通常の使用において本商品に不具合が生じ、お客様がこれを書面により MIYAi に通知した場合、MIYAi は、MIYAi の選択により、修理、部品交換または代替品の提供を行います。これが本商品の不具合（契約不適合を含みます。）に関する MIYAi の唯一の責任であり、お客様は、法令上許容される範囲において、これ以外の追完請求、代金減額請求または解除をすることはできず、損害賠償の範囲は第 8 項（責任の制限）によります。お客様が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延している間、MIYAi は本項に基づく保証対応を停止することができ、停止している期間についても保証期間は延長されません。使用制限機能（第 15 項（1））が除去、無効化、改変もしくは回避された場合、本商品は保証の対象外となります。また、本商品の引渡場所からの移設（MIYAi が実施したものを除きます。）に起因して生じた不具合は、保証の対象外となります。保証は、別途書面で合意した場合を除き、日本国内においてのみ有効です（第 18 項）。ただし、MIYAi が本商品の不具合を知らずながらお客様に告げなかった場合には、本項による責任の制限は適用されません。

8. 責任の制限 MIYAi は、本契約または本商品に関連して、債務不履行、契約不適合責任、不法行為その他請求原因のいかんを問わず、付随的損害、特別損害、間接損害、派生的損害、逸失利益、生産の停止または遅延による損害、ワークまたは製品の損傷による損害、データの消失または破損による損害その他これらに類する損害について、予見可能性の有無にかかわらず責任を負いません。MIYAi がお客様に対して負う損害賠償責任の総額は、請求原因のいかんを問わず、当該損害の原因となった本商品について MIYAi が現実受領した売買代金（税抜）の額を上限とします。ただし、MIYAi の故意または重大な過失による場合、および MIYAi の責めに帰すべき事由により人の生命または身体を害した場合であって法令上責任の制限が認められないときは、本項前二文の規定は適用されません。お客様の救済手段は、本契約に定めるものに限られます。お客様は、取扱説明書および安全上の注意事項を遵守し、本商品のオペレーターその他の従業員に必要な安全教育を行い、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守するものとし、MIYAi は、お客様がこれらに違反したことにより生じた損害について責任を負いません。お客様は、お客様または転売先等による本商品の使用、改造、転売その他の処分に起因または関連して第三者から MIYAi に対してなされた請求について、MIYAi の責めに帰すべき事由による場合を除き、自己の費用と責任で解決するものとし、これにより MIYAi に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。

9. 不可抗力 MIYAi は、天災地変、火災、感染症の流行、戦争・紛争・テロ・暴動、政府または公的機関の命令・処分、法令の制定・改廃、輸出入規制、輸出入に係る許可の不取得または遅延、通関の遅延、労働争議、停電・通信障害、部品・原材料の供給不足、仕入先・外注先の遅延、物流の混乱、経済情勢の急変その他 MIYAi の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力」といいます。）による本契約の不履行または履行の遅延について、責任を負いません。不可抗力による履行の遅延が 90 日以上継続した場合、MIYAi は、書面による通知をもって本契約のうち未引渡しの部分を解除することができます。この場合、MIYAi は、受領済みの代金から、解除時まで本契約の履行のため既に支出した費用（他に転用できない部品・原材料の調達費用、製造費用等を含みます。）を控除した残額を、利息を付さずに返還するものとし、それ以外の責任を負いません。お客様は、不可抗力による不履行または履行の遅延を理由として本契約を解除し、または損害賠償その他の請求をすることはできません。

10. 価格改定および仕様変更 本契約の成立後、本商品の出荷までの間に、原材料・部品の価格、物流費その他の費用または為替相場に著しい変動があった場合、MIYAi は、お客様に通知することにより売買代金を改定することができます。前文による改定（複数回の改定がある場合はその累計）により、改定後の売買代金（税抜）が当初の売買代金（税抜）（お客様の求めによる変更に伴う改定があった場合は、その改定を反映した額）を 10%を超えて上回ることとなる場合に限り、お客様は、当該改定の通知を受けた日から 7 日以内に MIYAi に書面で通知することにより、取消料を要することなく本契約を解除することができます。この場合、MIYAi は、受領済みの金員から、解除時まで本契約の履行のため既に支出し、他に転用できない費用（部品・原材料の調達費用、製造費用等を含みます。）を控除した残額を、利息を付さずにお客様に返還するものとし、それ以外の責任を負いません。当該期間内に解除の通知がない場合、または改定の幅が 10%以下である場合、お客様は改定後の売買代金に同意したものとみなします。お客様が本商品の仕様、数量、工場出荷予定日または引渡場所の変更を希望する場合、当該変更は MIYAi が承諾した場合に限り効力を生じ、MIYAi は当該変更に伴い売買代金および納期を改定することができます。変更の内容は、変更後のご注文内容、変更合意書または追加の請求書に反映されます。

11. お客様による取消し（取消料） お客様は、本契約の成立後、MIYAi に対する書面による通知により本契約を取り消すことができます。この場合、お客様は、取消しの通知が MIYAi に到達した日に応じ、次の区分による取消料（売買代金（税抜）に対する割合）を違約金として MIYAi に支払うものとします。

- （1）契約成立日から起算して 7 日以内：10%
- （2）（1）の期間経過後、工場出荷予定日の 91 日前の日まで：30%
- （3）工場出荷予定日の 90 日前の日から 61 日前の日まで：50%
- （4）工場出荷予定日の 60 日前の日から 31 日前の日まで：75%

（５）工場出荷予定日の 30 日前の日以降（出荷後を含みます。）：100%

ただし、（１）の期間内であっても、取消しの通知の到達日が工場出荷予定日の 90 日前の日以降である場合は、（３）から（５）までのうち該当する区分を適用します。MIYAi は、受領済みの前受金その他の金員を取消料に充当することができ、お客様は、不足額を MIYAi の請求後直ちに支払うものとします。取消料が売代金（税抜）の 100%となる場合において、MIYAi が当該本商品を第三者に実際に転売したときは、MIYAi は、転売代金（税抜）から転売に要した費用（保管、輸送、改造、販売手数料等を含みます。）を控除した額を、取消料から差し引くものとします。ただし、MIYAi は当該本商品を転売する義務を負わず、差し引く額が取消料の額を超える場合でも、MIYAi はその差額をお客様に支払う義務を負いません。この場合の精算は MIYAi が転売代金を受領した後に行い、お客様が既に支払った金員が、差引後の取消料その他お客様が MIYAi に対して負担する債務の額を超えるときは、MIYAi は、第 14 項（解除時の返還・清算）に準じて、その超過額を利息を付さずにお客様に返還します。お客様は、本商品の製造、部品・原材料の調達、保管、再販売のための準備・販売活動等により MIYAi に生じる実際の損害を事前に算定することが困難であること、および上記の取消料が MIYAi の損害の公正かつ合理的な予定額であることを確認し、これに同意します。本項の取消料は、お客様による取消しにより MIYAi に生じる損害の賠償額の予定とします。ただし、第 2 項および第 12 項に定める保管料、保険料その他の費用、第 14 項に定める返還、搬出、輸送および原状回復の費用、第 16 項に定める遅延損害金その他本契約に別途定める費用は、取消料とは別にお客様の負担とします。第 2 項（２）、第 13 項、第 18 項または反社会的勢力の排除に関する条項によりお客様が本契約を取り消したものとみなされる場合は MIYAi が解除の通知を発した日を、第 12 項によりお客様が本契約を取り消したものとみなされる場合は同項に定める 30 日の期間が経過した日を、それぞれ取消しの通知の到達日とみなします。本項の区分の判定における工場出荷予定日は、延期の理由を問わず、当初のご注文内容に記載された工場出荷予定日とします。本商品の出荷後に取り消された場合の本商品の返還等については、第 14 項（解除時の返還・清算）を適用します。

12. 引取りの遅延・拒否 MIYAi が本商品の出荷または引渡しの準備が整った旨をお客様に通知した場合、お客様は、当該通知の日から 7 日以内に本商品を引き取る（出荷の受入準備を整え、MIYAi に出荷を指示することを含みます。）ものとします。お客様が当該期間内に引き取らない場合、（１）本商品の滅失、毀損その他の危険は当該通知の時からお客様に移転し、（２）保管料、保険料、荷役費その他引取りの遅延により生じた費用はお客様の負担とし、（３）残代金は、本商品が引き渡されたものとして直ちに支払期限が到来するものとします。お客様が当該通知の日から 30 日以内に本商品を引き取らない場合、MIYAi は、お客様が本契約を取り消したものとみなし、第 11 項（お客様による取消し（取消料））および第 14 項（解除時の返還・清算）を適用するとともに、本商品を他の顧客に販売することができます。

13. 期限の利益の喪失および解除 お客様が次のいずれかに該当した場合、お客様は、MIYAi からの通知催告を要することなく、本契約その他 MIYAi との間の一切の契約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全額を支払うものとします。この場合、MIYAi は、通知催告を要することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができ、また、解除の有無にかかわらず、本商品の出荷その他の履行を停止し、お客様に対して損害の賠償を請求することができます。ただし、MIYAi が本契約を解除して第 11 項の適用を選択した場合、損害の賠償については同項の定めによります。

- （１）振り出し、または引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
- （２）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てまたは租税滞納処分を受けたとき
- （３）破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき、または支払を停止したとき
- （４）解散の決議をし、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議し、または営業停止もしくは営業許可の取消しの処分を受けたとき
- （５）財産状態または信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- （６）本契約に基づく代金その他の金銭債務の支払を一回でも遅延したとき
- （７）ご注文時その他 MIYAi に対して虚偽の情報を提供し、または重要な事実を告げなかったことが判明したとき
- （８）前各号のほか本契約に違反し、MIYAi が書面で是正を求めたにもかかわらず、その到達後 14 日以内に是正しないとき

MIYAi が本項に基づき本契約を解除した場合、MIYAi は、その選択により、お客様が本契約を取り消したものとみなして第 11 項（お客様による取消し（取消料））を適用すること、または実際に生じた損害の賠償を請求することのいずれか一方を行うことができます。いずれを選択した場合も、第 11 項において取消料とは別にお客様の負担とされる費用（保管料、保険料、返還・搬出・輸送・原状回復の費用、遅延損害金等）は、お客様の負担とします。

14. 解除時の返還・清算 本契約が解除され、または取り消された場合（第 2 項（２）、第 12 項、第 13 項もしくは第 18 項または反社会的勢力の排除に関する条項第 3 条によりお客様が本契約を取り消したものとみなされる場合を含みます。）、お客様は、引渡済みの本商品を直ちに MIYAi に返還するものとします。お客様は、MIYAi または MIYAi の指定する者が本商品を搬出するためにお客様の事業所その他本商品の所在場所に立ち入ることにあらかじめ同意し、これに協力するものとします。お客様が立入りを拒んだ場合、MIYAi は、自ら立ち入ることはせず、法的手続により本商品の返還を求めるものとします。この場合、立入りの拒否は本契約の違反となり、これにより MIYAi に生じた費用（法的手続の費用および合理的な弁護士費用を含みます。）はお客様の負担とします。返還、搬出、輸送および原状回復に要する一切の費用は、MIYAi の責めに帰すべき事由による解除の場合を除き、お客様の負担とします。受領済みの金員の清算は、民法第 545 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 第2項(2)、第11項、第12項、第13項、第18項もしくは反社会的勢力の排除に関する条項に基づき本契約が解除され、もしくは取り消された場合、またはその他お客様の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、MIYAi は、受領済みの金員を、未払債務、第11項の取消料（同項が適用される場合に限り。）および同項に定める取消料とは別にお客様が負担する費用、ならびに損害賠償金、本商品の使用料相当額および価値減少相当額（いずれも、第11項の取消料が適用される場合を除きます。）に充当することができ、なお残額がある場合に限り、利息を付さずにこれをお客様に返還します。
- (2) 第5項に基づく解除その他 MIYAi の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、MIYAi は、受領済みの金員から未払債務の額のみを控除した残額を、利息を付さずにお客様に返還します。
- (3) 第1項(3)、第9項または第10項に基づき本契約が解除された場合の受領済みの金員の返還は、各項の定めによります。

15. 支払遅延時の使用停止措置 本商品の所有権が MIYAi に留保されている間の代金の支払を確保するため、次のとおり定めます。

- (1) お客様は、本商品に、MIYAi が本商品の稼働を制限することができる機能（アクティベーションコード、アンロックコード、ソフトウェアロック、遠隔操作機能その他これらに類する機能をいい、以下「使用制限機能」といいます。）が搭載される場合があることを承諾します。
- (2) MIYAi は、本商品の所有権が MIYAi に留保されている間に限り、かつ、次のすべての要件を満たす場合に限り、使用制限機能により本商品の稼働を制限すること（以下「使用停止措置」といいます。）ができます。①お客様が本契約に基づく代金その他の金銭債務を支払期日までに支払わないこと、②MIYAi が14日以上の猶予期間を定めて書面により支払を催告し、当該期間内に支払がないこと、③MIYAi が、使用停止措置を実施する日（猶予期間満了日の翌日以降の日）に限り、を、あらかじめ書面によりお客様に通知していること。
- (3) お客様が本商品の不適合を具体的に示して書面で支払を留保している場合であって、MIYAi が当該不適合の存在を認め、またはその調査中であるときは、その間、MIYAi は使用停止措置を実施しません。
- (4) 使用停止措置は、安全確保のため、稼働中の本商品を停止させる方法では行わず、次の起動時から稼働を制限する方法その他進行中の加工サイクルを中断しない方法により行います。使用停止措置により、非常停止その他の安全機能を無効にすることはありません。
- (5) MIYAi は、延滞している金額（遅延損害金を含みます。）の全額の支払を確認した後、速やかに使用停止措置を解除します。使用停止措置の実施および解除に要する費用（技術者の派遣費用を含みます。）は、お客様の負担とします。
- (6) お客様は、使用制限機能を除去、無効化、改変もしくは回避し、またはその作動に必要な通信等を故意に遮断してはならず、第三者にこれらをさせてはなりません。
- (7) MIYAi は、本項に従い実施した使用停止措置によりお客様または第三者に生じた損害（生産の停止による損害および逸失利益を含みます。）について責任を負わず、お客様は、使用停止措置を理由として代金の支払を拒むことはできません。本項に従い実施した使用停止措置に関して第三者（転売先を含みます。）から MIYAi に対して請求がなされた場合、お客様は、自己の費用と責任でこれを解決し、これにより MIYAi に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。
- (8) 本項の定めは、所有権留保、解除その他本契約または法令に基づく MIYAi の権利の行使を妨げるものではありません。

16. 遅延損害金 お客様が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した場合、お客様は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、未払金額に対し年14.6%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を MIYAi に支払うものとします。

17. 相殺 MIYAi は、MIYAi がお客様に対して有する債権と、お客様が MIYAi に対して有する債権とを、その弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでも対当額で相殺することができます。お客様は、MIYAi の書面による承諾なく、本契約に基づく債務を MIYAi に対する債権と相殺することはできません。お客様の弁済が債務の全額に満たない場合、MIYAi は、充当の順序および方法を指定することができます。

18. 輸出管理 お客様は、本商品および関連する技術情報（以下「本商品等」といいます。）を、大量破壊兵器、ミサイルもしくは通常兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵に関与し、またはそのおそれのある最終需要者または仲介者に対して販売または提供しないものとし、外国為替及び外国貿易法その他日本国および関係各国の輸出入関連法令を遵守するものとします。お客様は、本商品等を日本国外に輸出または再輸出する場合、事前に MIYAi の書面による承諾を得るものとし、必要な許可の取得その他の手続を自己の費用と責任で行うものとします。お客様が本項に違反した場合、MIYAi は、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、MIYAi は、その選択により、お客様が本契約を取り消したものとみなして第11項（お客様による取消し（取消料））を適用すること、または実際に生じた損害の賠償を請求することのいずれか一方を行うことができます。いずれを選択した場合も、第11項において取消料とは別にお客様の負担とされる費用（保管料、保険料、返還・搬出・輸送・原状回復の費用、遅延損害金等）は、お客様の負担とします。MIYAi は、別途書面で合意した場合を除き、日本国外への輸出、日本国外の規格への適合または認証取得について支援を行いません。本商品の保証は、別途書面で合意した場合を除き、日本国内においてのみ有効とし、日本国外における保守・修理の費用（技術者の渡航費を含みます。）はお客様の負担とします。

19. 知的財産、ソフトウェアおよびデータ 本商品、本商品に組み込まれたソフトウェア（以下「組込ソフトウェア」といいます。）の図面、取扱説明書その他 MIYAi が提供する資料に係る特許権、著作権その他の知的財産権は、MIYAi またはそのライセンサーに帰属し、本契約によりお客様に移転するものではありません。MIYAi は、お客様に対し、組込ソフトウェアを本商品とともに使用するための非独占的な使用権を許諾します。お客様は、組込ソフトウェアおよび資料について、複製、改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行ってはならず、第三者にこれらをさせてはなりません。組込ソフトウェアの更新は MIYAi の裁量により提供されるものとし、MIYAi は、旧式のハードウェア、改変されたハードウェア・ソフトウェアまたは更新が適用されていない本商品に生じる不具合について責任を負いません。MIYAi は、第 20 項の規定にかかわらず、使用制限機能、遠隔機能その他の機能により取得した本商品の稼働状況、設定、エラー履歴その他のデータ（以下「稼働データ」といいます。）を、本商品の保守、代金の回収、製品・サービスの改良および統計の作成の目的で利用することができます。稼働データに個人情報が含まれる場合、MIYAi は、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従ってこれを取り扱います。お客様が提供した図面、仕様その他の資料に基づいて MIYAi が本商品の製造、改造その他の作業を行った場合において、当該資料が第三者の知的財産権を侵害するとして第三者から MIYAi に対して請求がなされたときは、お客様は、自己の費用と責任でこれを解決し、これにより MIYAi に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。

20. 秘密保持 各当事者は、本契約に関連して相手方から開示を受けた技術上または営業上の情報（公知の情報、開示を受けた時点で既に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報および独自に開発した情報を除きます。）を秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく第三者に開示し、または本契約の目的以外に使用してはなりません。ただし、法令または裁判所・行政機関の命令に基づき開示する場合はこの限りではありません。本項の義務は、技術上の情報（図面、ソフトウェア、ノウハウ等を含みます。）および営業秘密については、これらが秘密として管理されている限り期間の制限なく存続し、その他の情報については、最後の本商品の引渡しの日または本契約の解除もしくは終了の日のいずれか遅い日から 3 年間存続します。

21. 権利義務の譲渡禁止 お客様は、MIYAi の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはなりません。MIYAi は、お客様の承諾を要することなく、本契約上の地位または本契約に基づく債権の全部または一部を、MIYAi の関係会社または資金調達のために金融機関等の第三者に譲渡し、または担保に供することができ、お客様はこれにあらかじめ同意します。

22. 完全合意および準拠法 本契約は、本商品の売買に関する当事者間の完全な合意を構成し、本契約の成立前に当事者間でなされた口頭または書面による説明、交渉、提案、見積り、合意その他一切の取決めに優先します。本契約に明示的に定められていない事項は、当事者を拘束しません。本契約の変更は、当事者双方が書面（第 10 項に基づく変更後のご注文内容、変更合意書または追加の請求書を含みます。）により合意した場合に限り効力を生じます。ただし、第 10 項に基づく MIYAi による売買代金の改定その他本契約に別段の定めがある場合を除きます。本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

23. 協議 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた事項については、当事者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

24. 紛争解決 本契約に関して当事者間に生じた一切の紛争については、MIYAi の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

25. 電子的方法による締結 本契約は、第 1 項（契約書）に定めるとおり、MIYAi ストアにおける電子的方法により締結されます。電子的方法により締結された本契約は、書面により締結された本契約と同一の効力を有し、お客様は、電子的方法により締結されたことを理由として本契約の効力を争わないものとします。

26. 分離可能性 本契約のいずれかの規定またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定および当該規定の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。無効または執行不能と判断された部分は、有効かつ執行可能な範囲で、その趣旨に最も近い内容に解釈されるものとします。

27. 存続条項 本契約が解除、取消しその他の事由により終了した場合であっても、第 3 項（所有権留保）、第 8 項（責任の制限）、第 11 項（お客様による取消し（取消料））、第 12 項（引取りの遅延・拒否）、第 14 項（解除時の返還・清算）、第 15 項（支払遅延時の使用停止措置）、第 16 項（遅延損害金）、第 17 項（相殺）、第 18 項（輸出管理）、第 19 項（知的財産、ソフトウェアおよびデータ）、第 20 項（秘密保持）（同項に定める期間に限りです。）、第 21 項（権利義務の譲渡禁止）、第 22 項（完全合意および準拠法）、第 24 項（紛争解決）、第 26 項（分離可能性）および本項の規定、ならびに反社会的勢力の排除に関する条項第 3 条第 2 号および第 3 号ならびに第 4 条の規定は、なお効力を有します。

反社会的勢力の排除に関する条項

第 1 条（定義）

本条項において「反社会的勢力」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団をいいます。）
- （２）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいいます。）
- （３）暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- （４）暴力団準構成員
- （５）暴力団関係企業
- （６）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- （７）前各号に掲げる者と密接な関係を有する者（前各号に掲げる者が経営を支配し、もしくは経営に実質的に関与していると認められる関係、または前各号に掲げる者に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者をいいます。）
- （８）その他前各号に準ずる者

第 2 条（表明保証および確約）

- （１）お客様は、お客様ならびにお客様の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいいます。）、実質的に経営権を有する株主および従業員が、現在および過去 5 年間に於いて反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。
- （２）お客様は、将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないことを確約します。
- （３）お客様は、自らまたは第三者を利用して、MIYAi に対し、次の行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて MIYAi の信用を毀損し、または MIYAi の業務を妨害する行為、⑤その他①から④までに準ずる行為
- （４）お客様は、本商品を反社会的勢力の活動のために使用せず、また第三者に使用させないことを確約します。
- （５）お客様は、MIYAi が本条項の遵守状況を確認するために必要な調査を行う場合、これに協力し、MIYAi が求める資料を提供するものとします。

第 3 条（解除）

- （１）MIYAi は、お客様が第 2 条のいずれかに違反し、もしくは虚偽の表明保証をしたことが判明した場合、またはお客様が各都道府県の暴力団排除条例に違反した場合、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
- （２）前号の場合、お客様は、MIYAi に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全額を支払うものとします。
- （３）MIYAi が第 1 号に基づき本契約を解除した場合、MIYAi は、その選択により、お客様が本契約を取り消したものとみなして本取引条件第 11 項（お客様による取消し（取消料））を適用すること、または次条に基づき実際に生じた損害の賠償を請求することのいずれか一方を行うことができます。いずれを選択した場合も、本取引条件第 11 項において取消料とは別にお客様の負担とされる費用（保管料、保険料、返還・搬出・輸送・原状回復の費用、遅延損害金等）は、お客様の負担とします。

第 4 条（損害賠償）

- （１）MIYAi は、前条に基づき本契約を解除した場合、これにより MIYAi に生じた損害の賠償をお客様に請求することができます。ただし、MIYAi が前条第 3 号により本取引条件第 11 項の適用を選択した場合は、同項の定めによります。
- （２）お客様は、前条に基づく解除によりお客様に損害が生じた場合であっても、MIYAi に対して一切の損害賠償その他の請求をすることはできません。